（平成３１・３２年度分）

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書

【 県 外 建 設 工 事 】

作成の手引き

徳　　島　　県

目　　次

第１　一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の提出要領
　　申請書等作成方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２　入札参加資格審査申請書提出後の手続きについて　・・・・・・・・・・・・　５

（平成３１・３２年度分 ）
一般(指名)競争入札参加資格審査申請書の受付について
【共同受付に係る共通審査書類(県外建設企業) 】

はじめに

徳島県及び参加市町村(全２３市町村)は，入札参加資格審査申請の**共同受付**を実施します。

徳　島　市	鳴　門　市	小 松 島 市	阿　南　市	吉 野 川 市	阿　波　市
美　馬　市	三　好　市	勝　浦　町	上　勝　町	佐那河内村	
神　山　町	那　賀　町	牟　岐　町	美　波　町	海　陽　町	松　茂　町
北　島　町	藍　住　町	板　野　町	上　板　町	つ る ぎ 町	東みよし町

徳島県あるいは参加市町村が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する方は，この「手引き」により作成した**「共通審査書類」（2ページ 5申請書類）を県の窓口に，**参加市町村が個別に設定した**「個別審査書類」（別添一覧表）を各市町村窓口に提出**してください。

※　参加市町村にのみ入札参加を希望し，徳島県には入札参加を希望しない場合でも徳島県に共通審査書類を提出してください。

※　参加市町村ごとに設定された「個別審査書類」は，県に提出する必要はありません。

※　共同受付の詳細は，別添の「共同受付案内」及び「市町村の個別審査書類一覧表」ファイルを参照してください。

【共同受付の流れ】

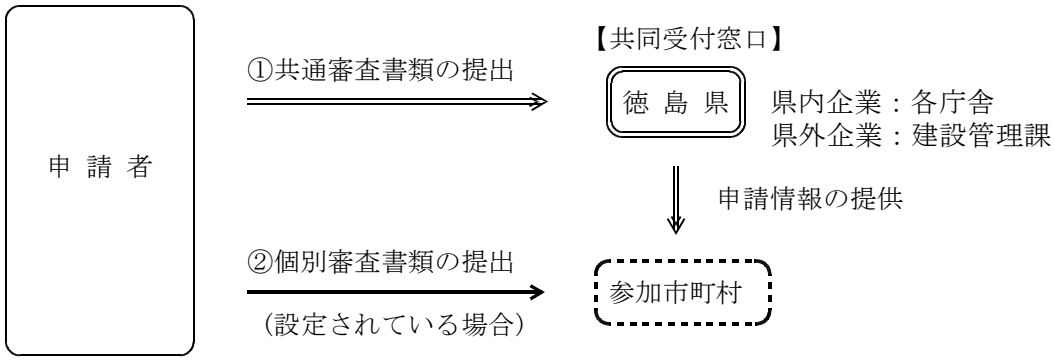

以下は，県に提出する「共通審査書類」の作成要領及び県の入札参加資格について，記載しています。参加各市町村に提出する「個別審査書類」については，別添ファイルを参考にしてください。

1　受付期間　　平成３１年１月７日（月）から同年１月１７日（木）まで

2　申請場所　　徳島県庁　８階　建設管理課
（〒770-8570 徳島市万代町１－１ 県土整備部 建設管理課 審査担当）

3　申請方法　　郵送又は持参（今回から郵送による申請の受付を実施します。業者カードの送信等，申請方法を一部変更していますので，以下をよくご覧いただき，間違いの無いように手続きを行ってください。）

※申請書類の提出とは別に「業者カード」の電子申請が必要です。
（従来，書類審査後に業者カードを送信していただいていましたが，申請書類の提出と同時にデータ送信していただくように変更します。）
※郵送による申請は，１月１７日消印有効とします。
※市町村へ申請する方は県の受付印が必要となりますので，できれば受付期間の前半，早めの申請をお願いします。
※持参による申請は，午前９時３０分から午後４時３０分まで
（期間中の土・日・祝日及び正午から午後1時までの時間を除く。）

4　有効期間　　今回の申請により認定された入札参加資格は，
平成３１年４月１日から２年間有効です。

5　申請書類　　次のとおり。様式ダウンロード先は，
http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_07/

No.	提　出　書　類　一　覧　表	部数	ﾁｪｯｸ
1	**一般競争入札(指名競争競争入札)入札参加資格審査申請書(様式第１号)** ・**県のみ希望の場合**は統一様式でも可 ・参加希望自治体は重要，提出前に再確認（業者カードと一致しているか） ・電話，ＦＡＸは，必ず主たる営業所の番号を記載	1	
2	**営業所一覧表(様式第２号)　　統一様式でも可** ・本店も記載する。　・申請日現在で作成する。	1	
3	**建設業許可申請書(様式第1号)，役員等の一覧表(別紙一)，営業所一覧表(別紙二(2))の写し。** ・許可機関等の受付印が押印されたもの。受付印が別紙に押印されている場合はその別紙も提出 ・許可日以降に業者カード記載事項(代表者，許可業種，許可種別（般・特）等）に変更がある場合は，該当の許可変更届出書(様式第22号の2）の写しも必要。) ・**許可証の写し及び許可証明書は不可**	1	
4	**登記事項証明書(法人)，身分証明書(個人)（写し可）** **申請日直前３ヶ月以内発行のもの**	1	
5	**納税証明書（写し可）**　**申請日直前３ヶ月以内発行のもの** ①直近事業年度の**法人税(又は所得税)，消費税及び地方消費税**の納入状況について税務署が発行する納税証明書(その１又はその３又はその３の３) ②**県内に建設業法上の営業所を有する方**は，**県及び市町村の納税証明も必要** ・直近事業年度における**法人県民税，法人事業税，地方法人特別税**及び**自動車税**の納入状況について徳島県東部県税局等が発行する納税証明書 ・**固定資産税**及び**法人市民税**の納入状況について所在市町村が発行する納税証明書 ・**課税が無い場合(固定資産や自動車を有していない)も証明書が必要**	1	
6	**総合評定値通知書の写し** ・「申請日直近の審査基準日の通知書」の写し	1	
7	**社会保険料納入確認(又は証明書)の写し** ・総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」,「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」が「無」となっている場合のみ提出	1	
8	**暴力団排除に関する誓約書**	1	
9	**委任状（年間委任する場合に提出。　様式は任意，可能であれば県の参考様式で）** ・年間受任者は，建設業法上の営業所に置く職員であること。 ・年間委任する場合，希望業種は当該営業所に許可されている業種に限る。 ・委任期間は，「入札参加資格有効期間の始期から終期」と記載。 委任期間を具体的に（年月日で）記載する場合は，県と希望する市町村の資格有効期間を比較し，そのうち最も遅い終期に合わせて記載すること。 ・測量・建設コンサルタント等業務でも入札参加資格を申請している場合は，建設工事と測量・建設コンサルタント等業務で受任者を統一すること。 ・委任ができないケースがあります。7(1)を参照	1	
10	**業者カード(徳島県電子申請システムを利用して印刷したもの)** ・作成方法は，7(2)及び「業者カードチェックリスト」を参照。	1	
11	**個人住民税に係る特別徴収実施確認書** ・県内に営業所を有する，又は県内に住民票を持つ者を雇用している場合に必要 ・作成方法は，7(3)を参照。	1	
12	**返信用封筒（住所，宛名を記載のうえ，切手を貼付すること）** ・受付票を返送します。(受付票のＦＡＸ送信はできません。) ・１月末までに受付票が届かない場合は、確認のため、必ずご連絡ください。	1	

6　注意事項
（１）　提出書類（No.1～9）を順番にファイル（Ａ４版・青色系）綴じし，背表紙には，「平成31･32年度入札参加資格審査申請書」と記載し，「商号又は名称」も記入して提出してください。
（２）　「業者カード」(No.10)及び「個人住民税に係る特別徴収実施確認書」(No.11)はクリップ留めし，ファイル綴じしないで提出してください。
（３）　各証明書類は申請書提出時の直前３か月以内の発行のものとします。
（４）　県のみ希望する場合，申請書は「中央公契連統一様式」で代替することができます。
申請の手引き及び県様式は徳島県電子入札ホームページからダウンロードすることができます。
（５）　業者カードは，徳島県電子申請システムによる電子申請が必要です。入力後，ＰＤＦプレビュー画面で印刷したものを提出してください。申請書類提出と同時に電子申請（データ送信）してください。（詳しくは７(２)を参照）

7　申請書類の作成方法

（１）委任状（年間受任する場合）

次のような委任はできませんので，ご注意ください。

①建設工事はＡ支店長に委任し，測量・建設コンサルタント等業務は本社で入札および契約を行う。
②建設工事は本社で入札および契約を行い，測量・建設コンサルタント等業務はＢ支店長に委任する。
③建設工事はＣ支店長に，測量・建設コンサルタント等業務はＤ支店長に委任する。

（２）業者カード

【電子申請にあたっての注意事項】

①申請書(様式第１号)及び総合評定値通知書に沿って，誤りのないよう入力してください。
②「業者番号」は，これまでに徳島県の入札参加資格を取得したことのある方は，県から送付した資格認定通知書に記載されている番号を入力してください。（番号が不明な場合は，入力は不要です。）
③メールアドレスは，主たる営業所，年間受任者とも会社の窓口のもので結構です。（例：申請書作成を担当される方，あるいは営業窓口など）。
④経審結果を入力する際は，主たる営業所（年間受任する場合は受任する営業所）の許可業種のうち，「入札参加を希望する業種のみ」入力してください。
⑤「技術職員数」欄のうち、該当する資格者等がいない場合は，「０（ゼロ）」を入力してください。
⑥「ＩＳＯ登録規格」欄は，総合評定値通知書の記載に一致させること。（本社や年間受任先で取得していても，通知書の記載が「無」の場合は，登録が無いものとします。）
⑦入札参加希望先は，申請書（様式第１号）参加希望自治体と一致しているか，必ず確認してください。
⑧入力が完了したら，ＰＤＦプレビュー画面に進み，申請書類や総合評定値通知書等と不一致が無いか十分に確認したうえで印刷（Ａ４縦１枚）。
⑨印刷した業者カードは，他の申請書類に添えて提出してください。
⑩入力データはパソコンに一時保存しておく。（データを読み込んで何度でも修正可能です。）
⑪書類送付と同時に電子申請（データ送信）してください。
⑫送信されたデータは県で確認を行い，軽微な誤りは訂正し，その旨をメールでお知らせします。

※システムの仕様の関係で，操作の途中でも一定時間入力・操作がないと処理がストップすることがあります。また，前画面に戻ろうとする場合，インターネットブラウザの「戻る」ボタンを使うログオフしてしまいますので，画面下(システムの中の)「戻る」ボタンを使用してください。

【具体的な申請手続】

①徳島県電子申請システムへのアクセス

・徳島県のホームページ下部の「オンライン行政サービス」→「電子申請サービス」→「徳島県」→「手続き一覧」→ 該当する「手続」へと進む。
電子申請サービスのアドレス　https://s-kantan.com/pref-tokushima-u/

②利用者ＩＤ登録

・初めて利用する場合は，ＩＤ登録（電子入札で使用するＩＤとは別のもの）が必要。
・利用者登録に当たっては，「操作マニュアル3.2.1利用者情報登録」を参照。
・「電子申請サービス」画面，上部メニュー「利用者登録」で登録。
・詳しくは，画面の上の［ヘルプ］を参照。
・利用者情報登録の際のメールアドレスは，申請書作成を担当される方のもので可。

③システムへの入力・印刷　（入力前に［ヘルプ］操作マニュアルを参照。）

・ＩＤ登録後「手続き申し込み」画面で「県外」と入力して検索し，手続名一覧の中から「一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【業者カード】(県外建設業者)」を選択。
・ＩＤ，パスワードを入力し，「業者カード」画面が出たら，各項目を入力。
・「業者カードチェックリスト」を使って入力内容を確認する。
・確認画面まで進み，［PDFプレビュー］で画面に表示させて，印刷。
・申請書類等と不一致が無いかよく確認してから，「申し込む」を押して送信。
送信したら，［申し込みデータの一次保存］をクリックし，ご使用のパソコンにデータを保存しておく。（ｘｍｌ型式で保存されます）。
・画面下の［一次保存した申し込みデータの読込］をクリックし，保存データを読込むとデータの修正・印刷が何度でも可能。（次頁【参考】）
・審査書類は返還しないので，控えを作成しておく。
（申請書類を持参する方は，控え書類も持参してください。）

④申請書類の提出（郵送又は持参）

【参考】保存データの保存・送信

・手続一覧から入札参加資格申請書【業者カード（県外建設業者）】を選択し，「業者カード」の画面が出たら，画面最下部の［一時保存した申し込みデータの読込］をクリックする。
・次画面の「参照」ボタンで保存していたデータを選択し，［確認へ進む］　→　［読込む］
・読み込み後，［入力へ戻る］をクリックし，修正したい事項があれば適宜修正する。
・修正したら，再度確認して，修正データをパソコンに保存し直してください。
（必要があれば，保存，印刷などを行うことができます。）
・入力確認後，［確認へ進む］をクリック，表示された内容を確認し，問題なければ［申し込む］をクリックすると，徳島県へデータが送信される。
・申込完了画面が表示されます。

【参考】送信済み業者カードの修正方法は？

・県で受付処理を行う前であれば，送信済みの業者カードを修正できます。
・操作方法
①システムに【ログイン】
②【申込内容照会】の［申込一覧］に進み，右端の［詳細］を押す。
③[申込内容詳細］でデータを修正し，［修正する］を押す。

（３）個人住民税に係る特別徴収実施確認書

次の①及び②場合に，提出が必要です。

①徳島県内に建設業法上の営業所を有する場合
②徳島県内に営業所を有しないが，県内に住民票を持つ者を雇用している場合（例：徳島県内から香川県内の営業所に通っている場合など）

・特別徴収を実施している場合は，個人住民税税額決定通知書(特別徴収義務者用)等の写しを貼付してください。(県内の全市町村分)
・以下のとおり，該当するものにチェックを入れて下さい。(詳細は様式をご覧下さい)

ア　「１特別徴収を実施している場合」
「貼付欄」に次のいずれかの書類を貼付してください。(該当する**県内市町村分を全部**)
①市町村から送付された申請書を提出する年度に係る「個人住民税税額決定書」の写し
個人の氏名，税額等の明細を記載した部分は，切り離すなどして提出しないでください。

②申請日より６か月以内に市町村に納入した「個人住民税特別徴収義務者領収証書」の写し
なお，書類の紛失等の理由で写しを貼付できない場合は，この確認書を市町村の住民税担当窓口に提出し，「特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。

イ　「２特別徴収の実施義務がない場合」
今後特別徴収義務が生じた場合等には，遅滞なく特別徴収を実施することを誓約していただくことになります。
※個人住民税の特別徴収について，詳しくは
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/zeikin/5003149

８　問い合わせ先

〒770-8570　徳島市万代町１－１
徳島県 県土整備部 建設管理課　審査担当（電話088-621-2519・2624）

入札参加資格審査申請書提出後の手続きについて

※実際の入札への参加について

指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは，入札参加資格申請とは別に発注機関に対して「指名要望書」を提出する必要があります。詳しくは、東部県土整備局（徳島庁舎）にお問い合せください。

※申請事項の変更届について

下記について変更があったときは，「変更届出書」に変更事項を記載し，関係書類を添付の上，直ちに提出してください。

本案内は，徳島県に提出する変更届の要領です。変更届に関しては共同受付を実施していませんので，複数の自治体で入札参加資格を有している場合は，各市町村ごとに定められた要領により必要書類を調え，各市町村の窓口に提出してください。

1　変更事項及び添付書類

(1) 組織変更した場合

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る，コピー可）
・委任状（年間委任している場合）
※　なお，会社合併，分割，事業譲渡等，会社再編による変更の場合は，変更届提出いただく前に建設管理課建設業振興指導室にお問い合せください。

(2) 主たる営業所の所在地，商号又は名称を変更した場合

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る，コピー可）
・委任状（年間委任している場合）
※　所在地の変更に伴い，郵便番号，電話番号，ファクシミリ番号，電子メールアドレスに変更があった場合は，変更届出書に変更内容を記載してください。

(3) 代表者の氏名又は役職を変更した場合

・登記事項証明書（氏名変更の場合。履歴事項全部証明書に限る，コピー可。）
・委任状（年間委任している場合）
・代表者名（受任者名）には，フリガナをお願いします。

(4) 年間委任をしている営業所の所在地，名称又は委任者そのもの（徳島支店→四国支店）を変更した場合

・委任状
・建設業法に定める許可申請書若しくは変更届出書の写し（別表営業所の欄を含む）
・総合評定値（経審結果）通知書の写し（建設工事の種類が追加になる場合）
※　所在地の変更に伴い，郵便番号，電話番号，ファクシミリ番号，電子メールアドレスに変更があった場合は，変更届出書に変更内容を記載してください。
※　営業所を新設・変更することに伴い，建設工事の種類に追加・削除が必要になる場合があるので，変更の必要があれば変更届出書に変更内容を記載し，追加となる場合は総合評定値通知書の写しを添付してください。

(5) 年間受任者を廃止した場合

※　変更届出書に廃止した旨を記載して提出してください。

(6) **主たる営業所又は年間委任している営業所の電話番号，ファックス番号，メールアドレスを変更した場合**

※　変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(7) **希望する建設工事の種類に変更があった場合（主たる営業所又は年間受任者）**

（追加する場合）

・建設業許可証の写し
・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの
・総合評定値通知書（経審結果）の写し

（削除する場合）　※変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(8) **建設業の許可区分に変更（例：一般→特定）があった場合（主たる営業所又は年間受任者）**

・建設業許可証の写し
・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの

(9) **入札参加資格の取り下げ**

※　変更届出書の変更内容の欄に「入札参加資格の取り下げ」等，取り下げる旨が明確にわかるように記載の上，提出してください。

※　廃業による場合は廃業届の写しを添付してください。

2　変更届の提出先及び問い合わせ先

〒７７０－８５７０　徳島市万代町１－１
徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当
電　話　０８８－６２１－２５１９（直通）
ﾌｧｸｼﾐﾘ　０８８－６２１－２８６４

3　提出部数･提出方法

提出部数　　１部
提出方法　　郵送可

4　注意事項

(1) 変更届出書の様式は当ホームページ上（URL http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_08/）からダウンロードできます。（国土交通省（地方整備局）に提出しているものでも可）。

(2) 委任状の様式は任意ですが，委任者・受任者双方の印鑑が押印されていることを確認してください。

(3) 会社控等に受付印が必要な場合は，コピー等を準備の上，同時に提出してください。
（郵送の場合は，返信用封筒（切手貼付）を同封してください。）

(4) 県外業者で変更届を郵送により提出する場合は，担当者名と連絡先を記入してください。

(5) 入札又は入札参加資格審査申請の受付が近日中にあるが，代表者等変更に係る登記の手続に時間を要し，変更届出書の提出が間に合わない場合は，建設管理課にご連絡ください。

※次回の受付時期等について

平成３３・３４年度入札参加資格申請書の受付（定期受付）は，平成３３年１月の予定です。
申請書作成要領等の公開は，平成３２年１２月上～中旬を予定しています。